

「三条教則」關係資料（十九）

本号は

○『大祓詞三条弁』上巻 根本真苗 (明治七年三月)
の一点を収める。

『大祓詞三条弁』上巻 根本真苗（明治七年三月）

本書は、版本、和装袋糸綴で、上中下の三巻三冊より成る。第一冊（上巻）は、表紙題簽に「大祓詞三条弁 上」とあり、表紙見返しに「根本真苗著 大祓詞三条弁三巻 明治七年三月新鐫」とあり、巻頭に有栖川宮熾仁親王筆の「三条教則」（二丁）そのものを掲げ、次いで伊勢神宮大宮司權中教正田中頼庸による「序文」（二丁）を載せ、その次に、著者根本真苗による自序にあたる「序例」（四丁で、末尾に「明治六年十二月 豊後国竹田 根本真苗誌」とある）を載せたあと、本文十五丁が続き、計二十四丁より成る。第二冊（中巻）は、表紙題簽に「大祓詞三条弁 中」とあり、次いで本文三十二丁が続く。第三冊（下巻）は、表紙題簽に「大祓詞三条弁 下」とあり、次いで本文二十二丁が続き、本文のあと、著者根本真苗（ねもとまなえ）と同国出身の小河一敏（おがわかず七）による「跋」（二丁）を載せ、末尾に「発売所 西京三条通堺町出雲寺文次郎 大坂心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門 東京日本橋通四丁目須原屋佐助」と、本書の発売所の広告を載せていて、二十四丁より成る。したがって、本書は三冊（三巻）計八〇丁より成る衍義書で、明治六年十二月に脱稿し、翌七年三月十日に小河一敏が「跋」文を書き、同月に印行したものであることがわかる。

また、冒頭に据えてある熾仁親王筆の三条教則、この揮毫の件については、『熾仁親王日記』二（続日本史籍協会叢書 日本史籍協会編）のなかに明確に見出すのである。すなわち、明治七年三月十八日（美晴）の条に「一、司法省出仕飯田文彦ヨリ大祓詞三条弁三冊、右書中江染筆頼出之事」（一三二頁）、ついで三月二十七日（陰深霧午後雨）の条に「一、司法省十三等出仕飯田文彦ヨリ大祓詞三条弁三冊、右跋江教憲三則染毫頼出調毫二付遣之事」（一三四頁）とあり、さらに四月十九日（美晴）の条に「一、根本真苗ヨリ大祓詞三条弁三冊到来之事」（一四四頁）とあることよってわかる。つまり、明治七年三月十八日に司法省十三等出仕の飯田文彦より、本書の題字揮毫の依頼があ

り、これに応えて三月二十七日には三条教則の染筆を濟ませ、翌月の四月十九日には、著者の根本本人から出来あがった本書を寄贈進呈してきた、ということである。ただ、この飯田文彦がどのような人物であったのか、という点については、同日記中には「一、司法省出仕飯田文彦来、面謁之事」（明治六年十二月十一日〈美晴〉の条）（九六頁）、また、「一、司法権少録飯田文彦来、面謁之事」（同七年五月十六日〈陰〉の条）（一五五頁）とあるのみで、まったく不明である。

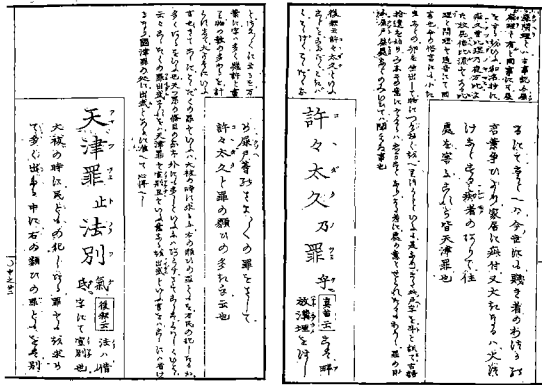
この熾仁親王は、言うまでもなく、四親王家の一つ、有栖川宮家の第八世熾仁親王たかひとの第一王子で、同宮家の第九世を嗣いだ人物である。天保六年（一八三五）二月十九日に生れ、維新に参画し、王政復古と共に維新政府の首脳となり、三年には兵部卿、四年から五年にかけては福岡藩知事（ついで県令）、そして八年には元老院議官となっている。本書の題字染筆に関連して言えば、家学の書道に秀で、慶応三年五月父熾仁親王のあとを継いで明治天皇の御手習助教となり、四年十月には師範となっている。

また、序文を草した田中頼庸については、明治期の神道界における大物の一人として著名な存在なので、ここでは省く。

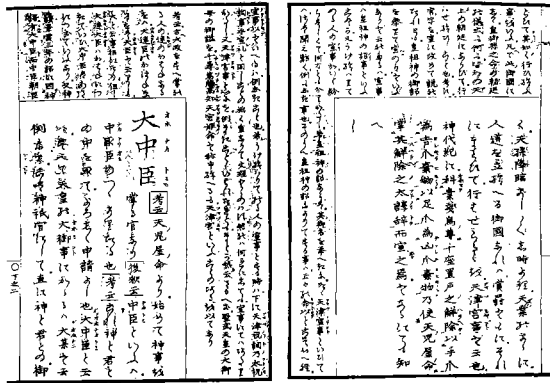
一方、跋文を草した根本と同郷、竹田出身の小河一敏は、幕末維新期の志士で明治初期の官吏として著名な人物である。文化十年（一八一三）一月二十一日、豊後国竹田に生まれ、当初は弥右衛門と称し、幼時父を失い、十一歳で家祿を継いだ五百石の岡藩士であった。朱子学・陽明学・国学を学び、二十四歳のとき拔擢されて会計元締役となるが、夙に皇室の式微を歎いて尊王の志を興こし、以後京の中山家を通じ、また真木和泉・平野国臣らと国事に奔走し、文久二年には馬関で西郷隆盛・村田新八と行動を共にした。維新後は元年に参与職内国事務局判事に任じ、従五位下に叙され堺県知事となった。明治四年四月国事犯の嫌疑で鳥取に幽閉されること二年、同六年許されて教部省や太政官に出仕した。同十四年宮内省御用掛となり、次いで宮内大丞となった。明治十九年（一八八六）一月三十一日に没

した。寿七十四。従四位を贈られている。著書も数多く、『王政復古義拳録』『義拳私記』『凶荒秘録』『変態事編』『明烏』『殉難五人小伝』『熊本藩士小伝抄録』『猪首物語』『千引草百首』などがある。このような経歴から見ると、本書の跋文起草の理由は単に同郷というだけでなく、明治六年に教部省に出仕していたことも、教部省監督下の教導職の基本方針が三条教則であったという意味から考えれば、大きな接点であったと考えるべきであろう。

次に、著者である根本真苗については、詳細にはわからないが、出身地である豊後国竹田に残っている史料のうち、『中川家文書』（大分県竹田市立歴史資料館所蔵）のなかに根本真苗に関する記事を見出し、ある程度のはわかる。



それによれば、生没年は不明であるが、幕末期から明治初期の人であり、名を金太郎と称し、岡藩士で、最初は御目見^{おめみえ}以下の、身分としては決して高くはない、いわゆる下級武士ではあったが、武芸や礼法、さらには学問の稽古をかなり身につけた知識人であったようである。文久四年二月（一八六四）若殿付の御納戸下役となり、元治元年（一八六四）九月御目見となり、同年十二月には御徒士となり、慶応三年（一八六七）には若殿の上京にしたがつて兵庫まで御供をしたり、その二年後の明治二年（一八六九）には再度若殿の上京に京都まで御供をしたりしている。そして、廃藩置県以前の明治三年（一八七〇）正月の時点では、すでに東京住となっている。明治三年十二月には学校句読師心得となっているようなので、廃藩置県前の岡藩江戸藩邸での若殿教育係のようなことをしていたとも考えられる。また、名前もかなり変えている様子で、弘化二年（一八四五）には金太郎を欽斉と改め、嘉永二年（一八四九）には欽斉を欽三と改め、同五年（一八五二）には欽三を庫之



せるであろうが、詳細については、今後の課題としなければならぬ。

次に、本書の内容は、大祓詞の逐語解釈であり、記紀万葉等を駆使し、さらに、従来からの本居宣長の『大祓詞後釈』などの解釈に加えて、著者自身の釈も入れている。体裁としては、これに加えて本文の上部に、著者が「頭書」と称する参考のための頭注も随所に見られる。この体裁が本書の一大特徴である。さらに、明治以降も大祓詞の解釈書はいくつも出ているが、明治初年において、この三条教則と連結させて説いたものは、あまり見うけられない。逆に言えば、大祓詞を題材にした三条教則の衍義書群はほとんどないということである。詳細で八〇丁と分量がかなり

助と改め、安政六年（一八五九）には庫之助を父の名であった庫蔵に改め、維新後の明治二年十月には庫蔵を真衛と改め、東京に出た以降の同四年（一八七二）には真衛を真苗諭義と改名している。なお、廃藩置県の折、永世家禄は十二石であった。こうして明治七年のはじめには本書を著わすのであるが、このような維新前の経歴を見るかぎり、本書の内容との接点は、一見するかぎり、見出しにくいように感ぜられる。なぜなら、本書の内容は記紀等の古典はさておき、一般的な知識および教養の程度で叙述することはいささか困難だからである。つまり、祝詞など、専門的な神道文献をいつ頃、どこで学び、身につけたのであろうか、という疑問を生ぜざるを得ないからである。この点については、むろん確証はないが、先述の経歴と無関係ではないであろう。つまり、藩士としての身分は決して高くはないが、単なる事務方専門の藩士ではなく、学問・教育をもって仕えた、端的に言えば、知識をもって仕官していた人物ではなかっただろうか。このように見れば、経歴と本書との内容の一貫性は、見出

多いことも含めて、その点も本書の特徴と言えるだろう。

翻刻掲載については、國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依った。ただし、紙幅の関係で、本号は上巻のみとし、中巻および下巻の二冊は、次号に掲載する予定である。

なお、著者の根本真苗なる人物の経歴等については、大分県竹田市立歴史資料館の中西義昌氏に詳細な御教示を得た。記して御礼を申し上げる。

(三宅)

凡 例

本書は、本文の上部箇所周辺を中心にして、本文の補注として、頭書と筆者が言う頭注が、かなり存する。よって、当該箇所は該当する本文のあとに、改行し、(頭書)と表記して、その文章を掲載した。

その他の凡例については、前号にしたがった。

『大祓詞三条弁』 上巻 根本真苗 (明治七年三月)

第一条

敬神愛国の旨を体すへき事

第二条

天理人道を明にすへき事

第三条

皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむへき事

一品熾仁親王書

世の人たらむ者は、何事にも、我より古を成して、後世に伝ふへきことを、一道に志して力を尽し、業を励ます時は、万の事をも心足ひに成得へき事、言まつの更なるは、誠に古道を学ひ、神習ふともからは、かへすくゝの真心を研み磨み、力の及はむ限り働き勉めたらむには、往々古に無かりし例も我より成初むこと、天下の難きわざにはあらざるへく、思悟れるに就て論らふへきは、大

祓三条弁にもありける、其は彼いにしへを成せる一の功になむありける、たて世の物学ひする党も、此書の出來し、何にならひて力を竭し、業を励まし、働き勉めたらむには、其才の深ひくゝに随ひて、我より古を成しめて、後世に伝ふへき功を立なむこと、豈いみしく難きわさならめやも

皇大神宮大宮司兼權中教正六位田中頼庸

序例

祓は凶を吉にかへ、禍を福にかふる。皇神の教則たることは、古事記に伊邪那岐命、黄泉国に到坐は、穢れを払ひ清め給はむとて、筑紫の橘小門にして、大御身に着ませる物を、ことくゝに脱棄給へり。これを祓といふ。穢れたる物を、払ひすつるよしなり。次に小門の潮の中にかつきて、大御身を滌き給ふ。これを身滌といふ。穢れたる身を、清むるよし也。又須佐之男命は、畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剣逆剣、屎戸、等の悪、事行ひ給へるによりて、祓具を出して、罪を贖ひ、御身逐はれたまひて後、清き御心になりかへり

たまへるにこそ。されは伊邪那岐、命は、祓と禊とを
して、天地に御功をたて給ひ、須佐之男、命は、祓具を
出して後、すかしくなりたまひて、万世に教を遺
し給へり。此、二神の例を以て、人、世となりても、行
なはれける。古語拾遺、神武天皇の段に、令天兒屋
命之孫、天種子命解除天罪国罪事とあり。又古
事記、仲哀天皇の段に、天皇既崩訖、尔驚
懼而、坐殯宮、更取国之大奴佐而、種々
求生刹逆剝、阿離溝埋屎戸、上通下通婚、馬婚牛
婚、鶏婚犬婚之罪類、为国之大祓而、とあり。
此人、世となりても、嚴なる皇国の教則として、行
はしめたまふは、前にもいふ如く、凶を吉にかへ、
禍を福にかふる、功験のあれはなりたり。今や何事も
古にかへさせ給ひ、神習の直く正しく、いとも尊き、
皇国の御政事とりおこなはせ給ふまに、教導職
任給ひ、世に普くさとしへき、三、条の規則をなむ、定
めさせたまひける。所謂、敬神愛国の旨を体すへき事、
天理人道を明にすへき事、皇上を奉戴し朝旨を遵守せし
むへき事、との三、条なり。抑、此、三条の御さとしとい

ふも、大祓詞といふも、其義理は一にて、上へもなき、
吾大御国の大軌範にそありける。さて大祓詞の解は既
く縣居翁を始め、世々の大人たち、さき／＼に残る隈
もなく、解あかされたれば、いまさら云よしもあらされ
と、猶まれには、考へ誤れるふし、解もらされたる処々
の、なきにしもあらねは、此を正し彼を補ひ、凡て
三、条の教則の趣を、祓詞の件々に挙いへり。然は
あれと、もとより、己らか拙き筆もて、先つ大人たち
の考への、よさあしさを論はむは、いとおふけなう、
あるまじきことにしあれば、た、思ふ所のみを、聊
理りて、大かたは、後々考証みむ人の便りにもか、と
其、考へのま、を、めやすきやうに、別に出して、頭書
とす。これらの中には、本文にさして用なきも、まじる
めれと、そも年ころいたされたる、大人たちの考へを、
ひとつとも徒になさしと也。今此書のむねとする処
は神代よりの教則の自然今、代の三、条の教則に相叶へ
る吾神隨の高く尊く、道一筋につらね来て、万代も動
くまじき故由を、あまねく世にしらせまほしかればそか
し。故、大祓詞三条弁と名つけたるも、そのよし也。み

む人よく味はへてよ。

明治六年十二月

豊後国竹田

根本真苗誌

大祓詞三条弁 上巻

根本真苗謹撰

〔後釈云〕祓の中に、殊に大祓という名は、古書ともに、此事の出たる例を以て考ふるに、一人の祓に非ず、広く諸人の祓なるか故に、大とはいふなり。

〔執中抄云〕祝詞

は、祓詞也。神祇令云、中臣宣祓詞。その疏に祓詞者法刀言也。と云り法は宣也。刀は此能留といふ言は、

上下に渉る辞にて、天皇より神祇に奏さしめ給ふをも、能留といひ、又百官以下に宣しめ給ふをも、能留といふ。

こ、は祓処に集へる人々に、宣説宣説て聞しむる義也。されは下に命する教令にして、神に申す祝辞にはあらず。

真苗云 今こゝに、三条弁とは、此程教導職たる者の

規則として、下し給はりし、敬神愛国の旨を体すへき事、天理人道を明かにすへき事、皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむへき事、との此三条なり。そを己大祓詞の件々に、其趣意を注解あかせるを以て、大祓詞三条弁とは、題

くるもの也。

〔頭書〕考云、祝詞は中臣氏の宣る也。然るを今世人の中臣祓とのみいふは、ひかことなり。中臣は祝詞を宣り、祓は卜部のする業にて別なり。中臣の祓詞といへば、祓も中臣の業の如く聞えて、ことわりなし。神祇令に凡六月十二月晦日大祓中臣宣祓詞卜部為解除とあり。○此大祓詞は、近江大津宮の末より、淨御原宮のころまでの間に書たる物ならん。然るを神代の言として、天岩門イハドの前にして、天児屋命の唱へ給へりし、神語そといひ、あるは橿原宮の御代に、天種子命の作り給へり、などいふは、古言古文に、時代々々のさまあることを、りかいていへるみたり言也。続日本紀に此詞をさして、神語といへることあるをもて、神の語なりといふ人もあらんか。凡神の事をいへるをば、神の語ならねとも、神語といへるにて、其例外にもあり。又万葉十九に、住吉尔伊都久祝之神言等云々、是等の神言も、祝部か作れる文なれとも、其本は神の命によれる故に、神言といふ也。神代の事書を神書といひ、仏の事書を仏語といふたくひなるを、もし神語とあるに

より必ず神の語とせば、神書は皆神の書給へる書、仏書は皆仏のいへる言とせんや。

ミナヅキツゴモリノオホハラヒシハス モナラフ コロニ
六月晦 大祓 十二月准 之

真苗云 古、毎年六月十二月晦日、朝廷に行はせらる、

大祓也。又諸国にても之にならひて、大祓の事ありよし、古書に見えたり。

考云 祓は、地をも家をも人の身をも、清むるわざなるをいふなり。

後釈云 近世に神道者といふもの、しわざを見るに、法師の仏をいつく

わざを羨みならひて、行ふ事のみ多し。其、中に、此、大

祓の祝詞を読ことも、彼、経陀羅尼などいふ物を、読に

ならひて、或は神の御前に向ひてよみ、或は数百遍もよ

み、或は五千度一万度の祓などいふことありて、之、を

よむを、祓修業といひ、又詞をつねに、中臣、祓といひ

習へるから、祓といふ物を、即、此、詞のこと、心得、又

それにならひて、外にも某の祓某の祓とてよむ文の、世

にこれかれあるは皆祓と云ことのみを併へさる、

後、世人の作れる物にて、祓にはよしなき事のみなり。

さて又右にいへる如く、直に此、詞を祓と心得、これを

よむを祓修行とするは、いみしきひかこと也。此、詞は祓のわざを行ひて、其よしを神に申す詞なるに、其、祓

のわざをせすして、此、詞をのみよまんは、祓をせすして、するよしをまをすにて、神を欺き奉るに、似たれ

は、此、詞いかにめてたくとも、た、よみたらんはかり

にては、罪穢の清からんこと、おほつ、かなし。此、詞

は祓にはあらず。祓のわざをして、其時に、此、詞はよむ

物なりと心得へし。然はあれとも、上、件の如く心得、

誤り来れるも、久しきことにて、世に普くよみ習ひとな

れることなれば、今これを讀をあしとは咎むべきにあら

ず。祓と祝詞とのけちめを、心得弁へるて、よむことは

世のならひたらんも、宜しからぬへくこそ。真苗云 後

釈に云れたる如く、祓をせすして、祓詞をよみたりとて、

なにの詮かあるべき。その如く、三条の教則も、た、然

いふことを、知りたるのみにては、同じく詮なき也。大

祓詞は、天津罪国津罪を犯せは、しかくの災ひ来ると

いふことを、のり聞しめ給ふなり。三条の教則は、其、

天津罪国津罪を犯すことのなきやうにとのみさとし也。

されは其、本源は一也。よくく味はふへき事なりかし。

(頭書) 後々積云、朝廷にてこの大祓のわざを、みなつきしはすのつこもりにしもせらるゝよしは、一年に一度にては、罪穢を清むることの、すくなければ、一度物せらるゝからに、一年を二にわかちて、むつきよりみなつきまでにつもる、罪とかをみなつきのつこもりに、はらひ清めらるゝ事にて、しはすのつこもりなるも同じことなり。然るを中昔の頃、此、公の大祓のわざをまねひて、私にも麻葉にゆふしてかけて、川辺に持出て祓する事ありて、古歌によめるなどは、皆みなつきのなり。さるはしはすは、世、人なへて事繁く、寒きころにて、川辺に出るも、便りあしければ、祓する人なく、みなつきは、涼みかてらに、川辺に出て、祓する人多きゆゑに、おのつからに、みな月に限れるやうには、なりにたるなり。○六月晦大祓とあるは、晦日となければ、た、つこもりの大祓とよむへし。後積のよみわろし。古き歌にも、みな月のつこもりかたに、祓するよし見えたは、古もさやうにそありけん。今年六月晦日夕日之降乃とあるところは、必ずつこもりの日、とよむへきことにて、こは大祓の行はるゝ日にいふなれば、

つこもりのけふのといふ意なり。さる故に、日、字あるなり。始のにはなきをもつこもりの日とはよむまじきこと、しられたり。

集侍親王諸 王諸臣百官人等諸 聞食止宣

〔執中抄云〕うごなはれるとは、百千の人の、正しく立並ひて、いと静かに群りたるか、さすかに其頭の少しつゝ、動くさまをいへる詞にて、うごは、動なり。なはれるは、万葉集に置有青垣山とある、なはる、と同意にて、立並ふをいふ詞也。〔後積云〕親王云々、すへてかみさまに、つらね奉ること、上代には、臣連国造伴造百八十部 などいへり。諸王諸臣とつらね云することは、書紀の推古、卷に、始めて見えたり。其、頃よりの事なるへし。さて天武、卷に至りて、親王諸王及諸臣とも、親王諸王及群卿とも、親王諸臣及百寮人とも、親王諸王諸臣及百官人とも見えたり。古は皇子諸王男女ともに、すへて美古と申して、王、字を通はし書つれば、諸王といふに、皇子もこもれり。さて後に親王といふ号の出来では、親王を美古と申し、諸王を意富伎美といふなれと、

古はおほきみと申すは、天皇をはしめ奉りて、皇子諸王
までに、わたれる号なりき。さて百官といふことは、い
つの頃より云そめけむ、いと古くして、古事記にも見え
たり。されとこはそとから書にならへることなるへし。

○諸は、上に属て読へし。古事記に、天神諸など
あるか如し。○宣は、能留と訓へし。こは、中臣の
みつから云ことにて、俗言に申聞ますといふ意なり。

真苗 凡ての祝詞に、宣とあるか一段にて、此、時集
ひたる人々同音に称唯は、定まりたる例なれば、折
年祭のはしめに、云々聞食登宣、神主祝部等共称、唯余宣、准此とある

にて、次々は、略きたるを知へし。○親王諸王諸臣とは、
継嗣令に、凡、皇兄弟皇子、皆為親王、以外、並為諸
王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限
とあり。又其後、慶雲三年の紀に、五世の王も亦皇親た
るへきの事見えたり。されと今は四親王家とて、伏見
宮、閑院宮、桂宮、有栖川宮の外、新なる諸親王家
は、二世より姓を賜はりて、華族に列なり給ふ事也。古、
ても姓を賜はりし
後は、皆諸臣也。且今は公卿諸侯の称を廃させられ、更めて
華族と云、即諸臣也。草莽卑賤の者といへとも、今にて

は区別なく、広く諸臣といふへきものなり。百官人とは、
官省寮司の人々也。○上代に、中臣家の祓詞を宣聞す
るも、今世、教導職の三条の教則を、貴賤となく、説
さとさる、も、事のおもむきは、一にて、其、人々の身
をた、しうするの、もとゐなり。

(頭書) 考云、宇其那波里は、宇都久万里といふ言の、
都を略す。久を其に転したるにて、宇都虫、禹都万佐な
との宇都に同し。那波里は、曾那波里、清万波里などの、
万波里の類ひにて、延ていふ辞也。蹲居るさまをいふ
なり。○後々釈云、集侍親王諸王云々諸聞食止宣の詞は、
後に加へたるものなるへし、と後釈に云れたるか如し。
た、し其、加へたるゆゑを、ときもらされたれば、今云
むとす。此、次なる、天皇朝廷尔仕奉留比礼挂伴男
云々諸聞食止宣も百官人等をすへいへる意なれと
も、上代の雅ひたる詞にて、よろづからさまになれる
世にては、きく人のさたかに、それとわかたきやうな
れは、かく親王諸王諸臣百官人等諸といふ詞を加
へて、たれしの人も速かに聞とらる、やうに、なしたる
なり。

天皇朝廷^{スメラミヤノミヤ}尔^ニ仕^シ奉^{ホウ}留^{リウ}

後釈云^{コトワカシ} 天皇朝廷^{スメラミヤノミヤ}は、須亮^{スメラガ}良我美加度^{ラガミカド}と訓^ムへし。此^{コノ}末^{マタ}に、天皇^{スメラミヤ}我朝廷^{ガミヤ}、鎮御魂齋^{イハヒドノ}戸祭^ノ祝詞^ノに、皇^{スメラ}長^{ナガ}朝廷^{ミヤノミヤ}乎^ヲと見えたり。

比礼挂^{ヒレカタルトモノ}伴男^{トモノ}

考云^{コトワカシ} 領巾^{レシ}は、女の掛^カる物也^{モノ}。古^{コノ}は女のすへてかけた

りしこと、紀^キにも、万葉^{マンヤフ}にも、見えたと、こゝは、手^テ襷^{タヌ}挂^{カタル}伴男^{トモノ}と對^{タイ}へ、其^{ソノ}外^{ソノ}も宮中^{ミヤナカ}に、仕^シるわざある人^トともをいへれば、大御食^{オホミケ}に仕^シる采女^{ウネメ}を、專^{マカ}指^{サシ}ていふなり。男^ヲは借字也^{カカリジ}。古事記^{コトワカシ}、又^{マタ}他の祝詞^{イハヒドノ}にも、伴^{トモノ}緒^ヲと書^カるを正^{ただ}しとす。緒尾^ヲ男^ヲ雄^ヲなど仮字^{カキナ}同^トしければ、たかひに借用^{カカリ}るそ、古^{コノ}の常^{トモ}なる。真苗^{マコエ}云^ク 伴男^{トモノ}の男^ヲは、考^カに云^ク給^ルたる如^トく、伴^{トモノ}緒^ヲと書^カるか正字^{マコエ}にて、其^{ソノ}職^{シヨク}々に仕^シ奉^{ホウ}る、一^{ヒト}部^{トモ}をいひて、即^チ一^ツ緒^ヲに統^ツつらねたる意^イなり。後釈^{コトワカシ}に長^{ナガ}の意^イに説^ツれたるは、あし。

手襷挂^{タヌカタルトモノ}伴男^{トモノ}

真苗^{マコエ}云^ク 手襷挂^{タヌカタルトモノ}伴男^{トモノ}、靱負^{ヒキオコトモノ}伴男^{トモノ}、劍佩^{ツルハカトモノ}伴男^{トモノ}の三種^{ミカサナ}

伴男^{トモノ}のことを、是^{コノ}までの大人^{ウシ}たちの考説^{コトワカシ}、委^{オビ}しからざるにより、今古書^{イマコトワカシ}ともを採^ツりて、こゝに其^{ソノ}概略^{カウリョク}を載^ツるなり。先^{マタ}手襷挂^{タヌカタルトモノ}伴男^{トモノ}と比礼挂^{ヒレカタルトモノ}伴男^{トモノ}とは、共に大御

食^ケに仕^シ奉^{ホウ}る人^トももの事^{コト}なるを、詞^{コト}のあやもて、かくかへていへるまで也^{モノ}。書紀^{コトワカシ}景行卷^{ケイコウマキ}に、五十三年^{イハヒトノミヤ}秋八月^{アキヤシ}、乘^{イデ}興^{キョウ}幸伊勢^{サイセイ}轉^テ入^ニ東^{トウ}海^{カイ}道^{ダウ}、冬十月^{フユトキ}、至^{イタリ}マシ上^{ウツ}

総^{ソウ}國^{クニ}、從^{ヨリ}海^{ウミ}路^チ、渡^{ワタリ}淡^ニ水^{ミヅ}門^{カド}、是^{コノ}時^{トキ}聞^キ賀^カ鳥^{トリ}之^ノ聲^{コエ}、欲^シ見^ミ其^{ソノ}鳥^{トリ}形^{カタ}、尋^ヒ而^{シテ}出^デ海^{ウミ}中^{ナカ}、仍^{マタ}得^エ白^{シロ}蛤^{カキ}、於^ニ是^{コノ}、膳^{カスデ}臣^ノ遠^{トホ}祖^ノ、名^ナ磐^{イハ}鹿^カ六^ム雁^{カシ}、以^テ蒲^{カマ}為^シ手^テ襷^{タヌ}、白^{シロ}蛤^{カキ}為^シ鱧^{ササギ}、而^{シテ}進^{マシ}之^ヲ、故^ナ美^ミ六^ム雁^{カシ}臣^ノ之^ノ功^{イササ}、而^{シテ}賜^{タマフ}膳^{カスデ}大^{オホ}伴^{トモノ}部^ノとあるにても、御^ミ食物^{ケモノ}に仕^シ奉^{ホウ}る人^トともを、手^テ襷^{タヌ}挂^{カタル}伴男^{トモノ}、といふこと知^ラれたり。

又^{マタ}上^{ウツ}代^トは手^テ襷^{タヌ}挂^{カタル}伴男^{トモノ}、靱負^{ヒキオコトモノ}伴男^{トモノ}、劍佩^{ツルハカトモノ}伴男^{トモノ}を、三種^{ミカサナ}伴男^{トモノ}とは云^フるなり。そはなほ下にいふへし。

(頭書^{カシハテ}) 考云^{コトワカシ}、手^テ襷^{タヌ}挂^{カタル}伴男^{トモノ}とは、たすきをかけて仕^シ奉^{ホウ}るは、忌部^{イミベ}などもあれとも、こゝは、大御食^{オホミケ}造^{ツクリ}仕^シ奉^{ホウ}る膳部^{カスデ}をさすと見ゆ。然^{シカ}れは、これらは男^ヲといはむも、さることなれと、すへて伴男^{トモノ}なるからは、是^{コノ}も男^ヲはな

は借字也^{カカリジ}。次々も同^トし。すへて部類^{トモノ}あるを伴^{トモノ}緒^ヲとはい

ふなり。

靱負伴男ヒキオウトモノノヲ

真苗云

靱負伴男とは、上代に靱大伴部を初め、靱負

部などを、いへることにて、中世の左右、衛府なり。姓

氏録左京神別に、大伴、宿祢、高皇產靈尊、五世孫、天

押日命之後也。初天孫彥火瓊々杵尊、神駕之降也、

天、押日命大来目部、立御前、降于日向高千

穂峰、然後以天来目部、为天靱負部、天靱負之

号、起於此也。雄略天皇、御世以天靱負賜大連

公、奏曰衛門開闔之務、於職己重、若一

身難堪望与愚兒語相伴奉衛左右、勅

依奏、是大伴佐伯二氏、掌左右開闔之縁也。

また書紀景行、卷に、日本武尊、居甲斐、国酒折宮、

以靱部賜大伴連、之遠祖武日也、とある是等によ

り考ふれば、上代此、靱負伴男の人々、常には御門を守

り、事とある時は、寇賊にいむかひ、又天皇の行幸あら

せ給ふをりには、御供に奉仕りしことなり。

(頭書) 後釈云、靱負伴男、劍佩伴男とは、後世の六衛

府のたくひの武官を云なり。考に、近衛を守るとあるは、
言違ひなるへし。近衛とは、内重といふことか。

劍佩伴男ツチハククトモノノヲ

真苗云

こは、太刀佩部のことにて、古内舍人などの

官人の、昼夜ともに、刀劍を帯て、天皇の御身辺を守り、

又行幸の供奉をなして、奉仕する人々をいひし也。さ

て此三種、伴男とは書紀清寧、卷に天皇恨無子乃

遺大伴、室屋大連於諸国置白髮部舍人、白髮部

膳夫白髮部靱負翼垂遺跡令觀於後、と

あり。また継体、卷に、大伴大連奏請曰、臣聞前王

之幸世也。非維城之固、無以鎮其乾坤、

非掖庭之親、無以繼其跌尊、是故白髮天

皇無嗣遣臣祖父大伴室屋每州安置三種、白

髮部以留後世之名、嗟夫可不愴歎、注に言

三種者、一白髮部、舍人、二白髮部、供膳、三白髮

部、靱負とある。かくのとき三種部を置るといふは、

白髮武広国押稚日本根子、天皇の御代に仕奉りし三種、

職の人々に、田地をたまひ、天皇崩御まし、のちは、

散官となり、その三種の白髪部等、田地に退身シリツキて、永く天皇の恩頼ミツユを、子々孫々に伝へしことも、天皇の御名を、後世にか、やかし奉らんかためなり。また武烈、巻ミに、詔ミコトノリシクマハク曰、伝ツト國クニ之機マツリコトヲ立ツ子コ為ス貴シ、朕ニ無シ繼シ嗣シ何ニ以テ傳フ名ナ且ナ依リ天ノ皇ノ旧ノ例ノ置キ小泊瀬コハクセ舍人セニ使シ為ス代号シテミナシト万歳マンサイ難ナ忘ス者ノ也ナリ、とある如く、往古コト御子のあらせ給はぬ天皇は、御名代ミナシロとして舍人等セニに、田地ケドコロを賜ひしことあるを以て、御代々々の天皇も三種のものを、は、内官人として召仕はれ、また皇后皇子も、三種、伴トモを置れしことなり。こを手近テノリいは、華族などの家々ウケウケにても、玄闕ソノ応接オウケツの者、近習チカヒの者、勝手賄テノリの者、此、三種の随従ツグあらされは、用度の足タマはぬものなり。

伴男能八十伴 男乎始トモヲノヤントモノヲヲハジメテ氏ノ

真苗云 八十伴 男とは、某職某部と伴、男の数多あるをかくいへるなり。分ていはく、手極テノリ挂伴、男の部は、膳部カシメテベウノメ采女部サメモヒトリベヒ主水部ニキベ日置部ヒキベ、鞍負伴、男の部は、大久米部オホクメ鞍ハサ大伴オホトモ部門語部ベカウベ、劍佩伴、男の部は、内物部ウチモノ大舍人部オホトネリベ

楯部タテベ弓削部ユヅベ矢作部ヤハキベ鞍部クラツクリベなどなり。猶此、外にも、其々の部のあることは、古書に明けし。○始氏ハジメテとは、次の官々ツカサク尔仕ニツカヘマツル奉留人等ホムルヒトモとあるに分てるにて、其、伴、長といふにはあらず。伴、男の男は緒ツグなること、前に云り。

(頭書) 後積云、後世の文の格を以て思へは、こ、は伴男能といふこと、あまりて聞ゆれとも、すへてか、さまに、言を重ねいふそ。古、文のあやなりける乎始ハジメテせは、上ウヘにいへる如く、とものをは、もと部トモの長を云称ウケナなる故に、其、部々の長々トモトモを始として、其、下々シタあてといふなり。此詞にても、をは長ツグなることを知ルへし。

官々ツカサク尔仕ニツカヘマツル奉留人等ホムルヒトモ乃

真苗云 官々は、比礼挂ヒレカケ伴、男とあるより、次々八十伴、男に至るまで、すへつらねて云るなり。故に此、仕奉る人等と云中ウチノに、太政大臣を始めとして、一切の官人をこめたり。

(頭書) 考云、官省寮司の下にある、諸部の者ともまてをいふ。○後積云、官々は即、上の八十伴なり。仕奉る人は、其、長々ツカサクの下シタに属ツキて、仕奉る官人とも也。○真苗

云、考後釈ともに、この説委しからず。本注にも云る如く、元來この文意は、先始めに、天皇の御身近く奉仕を挙げ、次の八十伴、男は、百、官にて八十と其伴緒の多きをいひ、官々は又それを細かに云ふにて、八十伴、男とあるその部々の人等しかか、れは、た、官々につかへまつる人とのみにても、おなし意なるを、比礼掛伴、男より、つきくかそへて、こまかに云るは、古文のあやなり。

過アヤマチオカシ家クサクノツミヲ 犯ト 雑チ々チ 罪ノ 乎ヲ

後釈云 過とは、ことさらに心もてなすにはあらで、

おほえず犯すをいふ。凡て罪とあることを知なから、殊更に心もて犯すことは、うちまかせては、あるまじきことなれば、なたらかにた、過といへるは、おもしろきことなり。○犯とは、慎みてすましき事をつつします、なほさらに大らかにするをいひて大かすなり。大はおほよその意なり。されは仮字も游なるへし。眞苗云 雑々罪とは、下なる天津罪国津罪をいふなり。それを犯すといふは、即彼三条の教則を、なほさらに心

得るより、おこるひかことなり。先、敬神愛国といふことも、別の事にあらず。官国幣の神をはしめ奉り、其他の神々何れも年月日時間断なく、此、国人を守り給へる御功によりて、尊き卑きともに、安く世わたるといふことを、よく心得て、敬ひ奉ることなり。又我、大御国は、古より千五百秋之瑞穂国と称へられることのように、他国にすくれて、地味のよろしければ、五穀はさならなり。万、物も、それに准ひて生育る。いとまたふとさき国柄にそありける。さるをその国に生れながら、神祇の恩頼をも何ともおもはず、国の勝れたるをも得しらずありては、まことに人の性を受たる身にとりて、恥かしきことにあらずや。心すへき事なり。続紀宝龜七年夏四月己巳、勅、祭祀、神祇、国之大典、若不誠敬、何以致福、如聞、諸社、不修、人畜、損穢、春秋之祀亦多怠惰、因茲嘉祥弗降災異荐臻、言念於斯、情深、慙傷、宜仰諸國、莫令更然、とあるなどにも、古より神祇を崇敬せしめて、災のありしことしるへし。次に天理人道とは、我、大御国は上代よりして、男は耕し、女は機織といふことぞ、天

業なりける。それをもと、して、おのれくが、幸得たる業もて、正直に世わたりゆくを、人道とはいふなり。

幸得たるといふは、人々生をつきて、持前のわざをいふなり。いかに愚なる者も、人とよはれむかきは、必ずしもむねとなすへき業の一かとはあるものなり。彼、神代の海幸山幸も、されはそれをよく心得て、まがりたる道に入ぬぞ、天人人道を明かにしたる人とはいふへきなり。

書紀継体巻に、詔曰、朕聞土有当年而不耕者、則天下或受其飢矣、女有当年而不績者、則天下或受其寒矣、故帝王躬耕而勸農業、后妃親蚕而勉桑序、況厥百僚暨

于万族、未有廢棄農績、而至殷富者乎、有司普告天下、令識朕懷、などもあり。これら

にても知へし。次に皇上を奉戴し、朝旨を遵守すといふは、掛卷も畏き天皇は、天照大御神の大御心のま、に、天津宮事もて、此、国を統御し給ふなれば、

白神を仰きまつるかごとく、天皇を敬ひ尊みつかうまつることをいふなり。厩戸皇子憲法に、承詔必謹

君、則天之臣、則地之天、覆地載四時、順行万氣、得通地欲、覆天則致壞壤耳、是以前言、臣承上行、下靡、故承詔必慎、不謹

自敗などあるをも思ふへし。然る上は公にて議給ふ御政事の旨を、少しもあやまちおかすことなく、遵守するは、当然のことなり。さてかも三条の教則を守るからは、五常五倫の道も、おのつから備はり、此、祝詞のをしへにも、いさ、か違ふことなきを、や、て、これ

は、それを過てる者のあるゆゑ、こゝに過犯家牟雑々罪ともいへるなり。かへすくもつつしむへき事なりし。

今年六月晦之大祓尔

考云、晦朔を雅言には、つごもりの日、つきたちの日といふへし。月隱の日、月立の日といふことなり。そをた、つごもり、ついたちといふは、常言也。

後積云、波良比は、みつからするにいふ言、波良間は、祓給比清給事乎

自他の差別也。集ひ集へ幸ひ幸へなどの例の如し。

諸モロク聞食止宣キコシメセトノル

後釈云 諸とは、上に挙云る、比礼挂伴、男云々、官々に仕奉る人等を、すへてさす也。

(頭書) 後釈云、大祓、詞は、此、次高天、原にといふよりは初にて、是までの二段は、祓の詞にはあらず。百官の大祓の時、別に加へて、先、初に宣詞也。此、二段には、た、官々の事をのみいひて、天、下四方、国などいふ詞なければ、別に百官の大祓の時の詞なることとし、かくてこの二段のうちに、天皇、朝廷にといふより一段は、文殊に古く、いとくめてたし。これ上代に、百官の大祓の時、加へて宣たりし詞なるへし。されは此、段の文の古きを以て、百官の大祓も上代よりありけんことを知へき也。但し今年六月晦之といふ言は、後に二季の大祓の定ありたる時に、加へたるなるへし。さて又集侍親王云々、諸聞食止宣とある、初の一段も、その時に加へたる詞なるへし。そもく此、段と初の段とは、た、文詞の異なるのみにして、官々をすへ挙たるは、同じことなり。か、同じさまの事の重なりて、其、文のいたく異なるは、此段は上代よりの詞を、そのまゝに用ゑ、

初の段は、又後に加へたるものなるか故なり。さて高天原にといふより下、祓詞は、諸国の大祓の祝詞なるを、朝廷百官の大祓にも、兼用ゐられたるもの也。

大祓詞三条弁 上卷 終